

## 論点に対する回答（金融庁）

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	<p>1. 全体として</p> <p>① 基本計画上、「既に一度提出している記載事項の再度の提出」の見直しや「一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略」することにつき検討することとされているが、検討状況につき教示されたい。（評価基準 1－①関係。自己点検結果 B）</p> <p>② 所管業界は総じて情報通信技術の活用にも積極的と考えられる一方、オンライン利用率は総じて低いか、そもそも、オンライン申請が可能でない手続も存在する。オンライン申請の活用の推進につき、どのように考えているか。（評価基準 4 関係。自己点検結果 A（電子申請不可能な手続は B とと思われる））</p>
【回 答】	
<p>① 「既に一度提出している記載事項の再度の提出」については、内閣府令や監督指針等に基づき変更箇所のみでの届出で良いこととされており、改めて全ての記載事項を提出させるといった届出の重複や不要な事項の提出は求めておりません。これらの手続については、さらに、業界とも調整の上オンライン化を進めることにより、金融機関のコスト削減を行っていく予定です。</p> <p>「一般に公表されている事項の提出について、簡略化又は省略」については、検討を進めております。金融庁では、従前より、監督指針（参考 1）の記載に基づき、既報告や資料提出等について、金融機関の事務負担軽減等の観点で踏まえ、年 1 回点検を行っております。今事務年度においても、例えば有価証券報告書等に記載されている事項について、業務報告書等の記載の簡略化を行うことを現在検討中です。さらに、「平成 29 事務年度金融行政方針」において、法令等に基づく申請等に関し、不要な資料提出要求の防止を行うこととしており、その為の検討を精力的に進めているところです（参考 2）。</p>	

② 現時点でオンライン申請の対象でない手続については、内閣官房 IT 総合戦略室を中心に進めている「行政手続等・行政保有データの棚卸し」や「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく中長期計画策定等の一環として、オンライン化が可能な手続かどうか精査しているところです。こうした検討過程の中で、例えば、金融商品取引業者における登録申請書の記載事項の変更について、役員が変更された場合に住民票の提出が必要であり、その真正性を担保する観点から写しではなく原本の提出を求めているなど、添付書類の現物性を要する等の理由により、オンライン化が難しい手続も含まれていることが確認されております。こうした手続についても、政府全体の添付書類徹底削減の方針も鑑み、オンライン化が可能かどうか検討し、オンライン化が可能な手続については、業界とも調整の上オンライン化を行っていくことを考えております。

現在オンライン申請が可能である手続で、オンライン利用率が低いものについては、金融機関から、「オンライン手続に移行するには、内部での周知や操作の習熟などのコストがかかる」との声も聞かれております。こうした点も踏まえながら、財務局とも協働して、金融機関に対するオンライン申請のメリットの周知を進め、活用を促して参ります。

なお、オンライン化の進展とオンライン化の利用率の向上はトレードオフの関係にある場合があります。ご承知のとおり、e-Gov 経由でのオンライン申請については、「新たなオンライン利用に関する計画（平成 23 年 8 月 3 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）」に基づき、金融庁においても費用対効果の観点から見直しを行い、パブリックコメントを行った上で平成 26 年 3 月に大幅に利用範囲を狭めた経緯がございますので、政府全体のオンライン化原則の促進においては、今後とも連携に努めていただければと存じます。

重点分野	営業の許可・認可に係る手続
省庁名	金融庁
論点	<p>2. 貸金業法</p> <p>③ 貸金業法第24条の6の9に基づき、毎事業年度経過後三月以内に提出せねばならない「事業報告書」と、同法の報告徴収権限に基づき毎年三月時点のものを五月までに提出せねばならない「業務報告書」につき、それぞれ、提出を求める趣旨如何。事業者にとって重複感もあるところ、手続の簡素化につき、検討の余地はないか。(評価基準1-①関係、自己点検結果B)</p>

【回答】

- ③ 事業報告書は法第24条6の9に基づき、貸金業者の事業年度ごとに作成する報告書であり、個別貸金業者の事業の実態を把握する観点から、たとえば、貸金業務の位置付けや業績の推移、関係会社や資金調達、延滞の状況、社内規則の整備や従業者に対する研修、内部監査の実施の状況といった事項の報告を求めるものです。

一方、業務報告書は法第24条の6の10及び貸金業者向けの総合的な監督指針に基づき、毎年3月末ごとに作成する報告書であり、貸金業界全体の状況を把握する観点から、主に貸付残高やその内訳（消費者向と事業者向の別、貸付期間別、金利別等）について報告を求めています。

このように、両報告書については、それぞれ報告時期や報告の趣旨・項目が異なることから、一本化は困難ですが、事業年度が4月1日から翌年3月31日の貸金業者については、両報告書の共通する部分について、事業報告書の該当部分の記載の省略を可とする措置を取っております。また、内閣総理大臣（財務局）登録の貸金業者については、内閣官房IT総合戦略室を中心に進めている「行政手続等・行政保有データの棚卸し」や「デジタル・ガバメント実行計画」に基づく中長期計画策定等における検討状況も踏まえ、届出手続きの電子化の実施に向けて検討を行って参ります。

加えて、ご指摘のあった事業者が抱えているといわれている重複感等についても、関係者にヒアリングを行うなど、実態把握の上、報告書様式等の簡素化について検討を行うこととしたいと考えております。

## (参考1)「主要行等向けの総合的な監督指針」(抜粋)

### I-2-2 監督事務の基本的な考え方

#### (4) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び金融機関の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、金融機関の規模や特性を踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

既報告や資料提出等については、金融機関の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際、金融機関の意見を十分にヒアリングするとともに、検査局等との適切な連携に留意する。

また、金融機関の小規模な営業所等に関して、金融機関に報告や資料提出等を求める場合には、取り扱うサービスや商品などに関する当該営業所等の特性を十分に踏まえ、業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮する。

## (参考2)「平成29事務年度 金融行政方針」(抜粋)

### II-(3) ①許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化

金融庁では、FinTech サポートデスクや金融業の拠点開設サポートデスク、FinTech 実証実験ハブなど、新規参入を目指す事業者等の負担の軽減に資する施策を開始しており、こうした取組みを更に進めていく。このほか、法令等に基づく申請等に関して、財務局も含めて、金融機関とのコミュニケーションの強化による早期の論点の絞込みや過剰な資料提出要求の防止に努め、許認可等の審査プロセスの効率化・迅速化・透明化を一層進めていく。

### (参考3) 貸金業法第24条の6の9に基づく事業報告書(抜粋)

#### 4 貸付金の種別残高

貸付種別		件数・残高		平均約定金利	
		件数	構成割合	残高	構成割合
消費者向	無担保 (住宅向を除く)	件	%	百万円	%
	有担保 (住宅向を除く)				
	住宅向				
	計				
事業者向	貸付				
	手形割引				
	計				
合計			100		100
うち株式取得資金の貸付					

#### (記載上の注意)

- 1 事業年度の期間が4月1日から翌年3月31日までの間である貸金業者が、貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号。以下「法」という。)第24条の6の10第1項の規定に基づく当該事業年度の業務報告書とその登録をした財務(支)局長又は都道府県知事に提出している場合には、記載を省略することができる。
- 2 「平均約定金利」は加重平均により小数点第2位まで記載する。
- 3 「住宅向」は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいうこととし、住宅を担保に住宅ローン以外の貸付けを行う場合を含まない。
- 4 担保には保証を含まない。
- 5 「構成割合」は合計に対する割合を記載する。
- 6 「株式取得資金」の貸付は、1件の貸付残高が1億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
- 7 「件数」は契約件数を記載する。なお、極度方式基本契約については、極度方式基本契約の件数を計上し、極度方式基本契約に基づく貸付けの件数は計上しない。
- 8 「残高」は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。